

# 【令和4年分】 年間医療費通知 のご案内

● 年間の医療費が（自己負担分）**10万円以下**  
または**昨年分以外**の医療費通知の再発行を希望する



- **マイナンバーカード**を持っている
- **スマートフォン**を持っている  
(PCとカードリーダーを持っている)
- 確定申告会場や税務署に  
なかなか行けない
- 自分のペースで医療費控除の  
確定申告を行いたい

下記をご覧ください、  
【発行時期】までお待ちください。  
※お問合せは各事業所（人事部）までお願いいたします。

【年間医療費通知発行申請書】を  
所属事業所までご提出下さい。  
※申請書は各事業所(人事部)またはホームページよりダウンロードください。

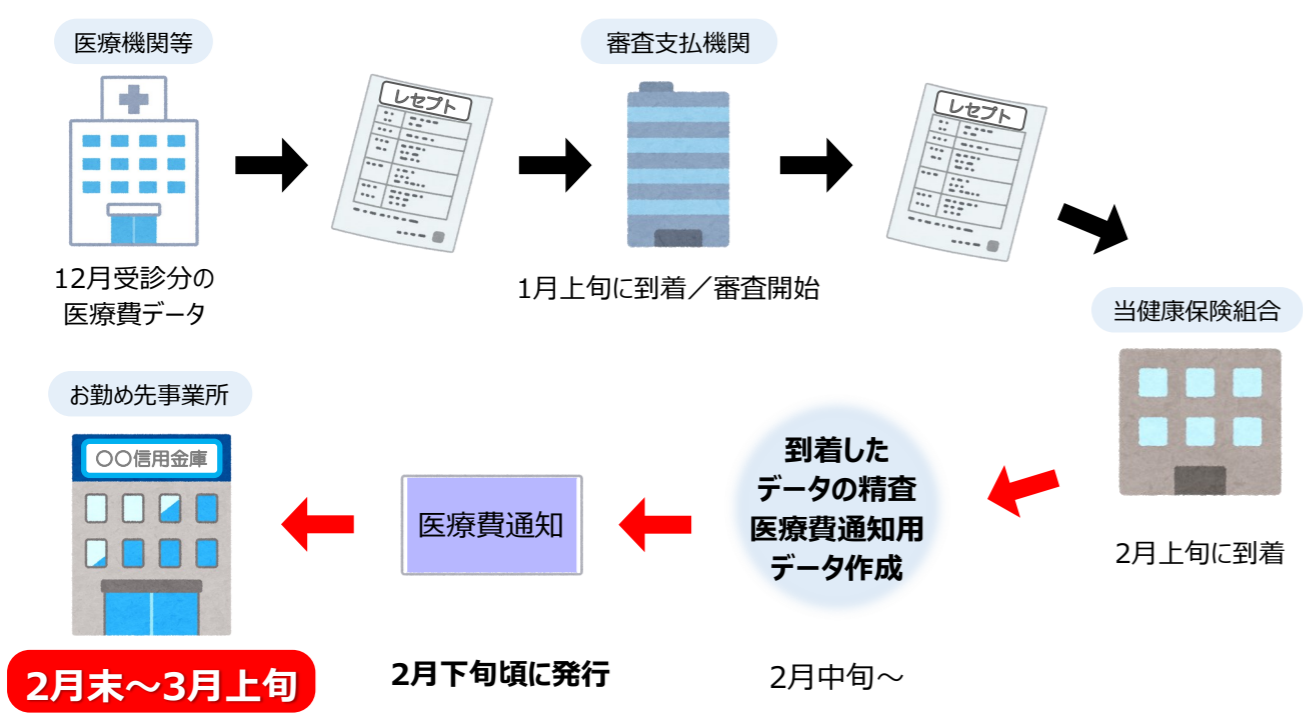
令和5年  
**2/10**  
まで



**年間医療費通知不要！！**

e-TAXで簡単に確定申告が出来ます。  
特にスマホはカードリーダー不要なのでおすすめ♪  
※療養費などマイナポータルでの医療費通知情報に含まれない費用もあります。

## 【発行時期】 令和5年2月末～3月上旬



【発行対象】 当健保組合加入者で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に**医療費（自己負担分）を10万円を超えて支払われている方**（世帯で合計して超えた場合も含む）  
※上記該当の方は発行依頼及び手続きは不要です。

【送付方法】 お勤め先事業所（人事部）を通じてご送付いたします。  
※3月中旬以降にお手元に届かない場合は各事業所（人事部）にお問合せください。

**⚠️ 上記スケジュールにて発行のため、「早めにほしい」「11月分まで先にほしい」といったご要望はお受けできません。医療機関発行の領収書にてご対応をお願いいたします。**

※近年、健康保険組合からの医療費通知を装い、ウイルスが仕込まれたメールが送付されるといった事案の報告が厚生労働省から相次いでいます。当組合では医療費通知に関してメールのご案内は実施しておりません。上記のようなメールが送られてきた場合、開封せず当健康保険組合までご連絡下さい。

年間医療費について詳しくはこちら →

- 1 カメラから下のQRコードを読み取り、  
↓の表示が出たら、「作成開始」ボタンをタップ
- 2 「マイナンバーカード方式」を選択
- 3 画面表示の従い、  
「マイナンバーカードの読み取り」へ進む
- 4 マイナンバーカードを読み取る  
※読み取り方法は機種により異なる場合がございます。



※対応機種に限る。  
対応機種一覧はこちら →

**スマホ だけで  
簡単、一括申告！**

マイナポータルとの連携で、医療費の入力が省略されます。  
医療費データがマイナポータルから取得されますので、**年間医療費通知は不要。**  
いつでも・どこでも・簡単に、確定申告が行えます。  
※画像は令和4年12月時点のものです。入力画面のレイアウト等が変わる可能性があります。